

令和2年6月1日
東日本高速道路株式会社

競争参加資格停止措置について

1. 競争参加資格停止措置業者名及び住所並びに措置期間、措置対象地域

(株) しもごう環境サービス 福島県南会津郡下郷町大字豊成字下川原115
令和2年6月1日～令和2年6月14日（2週）
地域2（東北支社が所掌する区域）
において東日本高速道路株式会社の機関の所掌に係る工事等の発注

2. 事実概要

当該有資格者は、環境省発注の平成30年度中間貯蔵（双葉3工区）土壤貯蔵施設工事において、平成31年2月4日、伐採作業中の作業員が、伐採した立木の下敷きとなり死亡する事故を起こした。
この事故について、労働安全衛生法第21条及び労働安全衛生規則に違反するとして、いわき簡易裁判所より同社及び取締役副社長に対し、令和2年1月15日及び令和2年1月25日、それぞれ罰金30万円の刑が確定した。
また、これらのことを受け、東北地方整備局が令和2年5月25日付で、当該有資格者に対する指名停止措置を行っている。

3. 競争参加資格停止措置理由

上記（2. 事実概要）のこととは、「競争参加資格停止等事務処理要領（平成18年8月7日東高契第269号）」別表第1第8号に該当する。

競争参加資格停止等事務処理要領 別表第1

措置要件	地域及び期間
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 8 会社以外の者の発注に係る工事等の施行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において当該事故が重大であると認められるとき。	発生地域について当該認定をした日から2週間以上2月以内

○問い合わせ： 東日本高速道路株式会社 総務・経理本部 経理財務部 調達企画課
以 上